

## 所定疾患施設療養費の算定状況の公表について

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。

### 【所定疾患施設療養費】 (対象となる入所者の状態)

- ・肺炎
- ・尿路感染
- ・帯状疱疹((抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)

上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定する。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。

算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

厚生労働省が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について以下のとおり公表いたします。

所定疾患区分	肺炎		尿路感染		帯状疱疹		合計	
	算定回数	算定日数	算定回数	算定日数	算定回数	算定日数	算定回数	算定日数
2023年度(3月末)	1	3	0	0	1	8	2	11
2022年度	0	0	3	15	0	0	3	15
2021年度	4	13	5	32	1	7	10	52
2020年度	0	0	14	24	9	21	23	45
2019年度	4	23	8	44	1	7	13	74
2018年度	6	32	4	22	0	0	10	54
2017年度	3	18	1	5	0	0	4	23
2016年度	1	7	0	0	0	0	1	7
2015年度	3	13	3	20	0	0	6	33
2014年度	2	11	2	12	2	14	6	37
2013年度	8	42	5	23	2	12	15	77
2012年度	22	120	5	25	0	0	27	145